

いつもお世話になります。最近、10万円を超す高級家電の売上が好調だそうです。消費の中心になっているのは「家男（イエメン）」と呼ばれる、家で過ごす時間を大事にする男性たちだとか。昨今の出来事で家族の大切さを改めて痛感した男性たちの意識は、「仕事一番」から「家庭優先」へと移っているのかもしれません。

前々回では、事業承継について、大事なのは人的承継であり、後継者対策について書きました。

今月は、平成23年度税制改正の中から、「相続税の改正」について触れたいと思います。

相続税については、次のような改正が行われております。

項目	改正前	改正後
相続税の基礎控除	定額控除 5,000万円 比例控除 1,000万円 × 相続人数	定額控除 3,000万円 比例控除 600万円 × 相続人数
死亡保険金に係る非課税限度	500万円 × 相続人数	500万円 × 相続人数（未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る）

上記のような改正が行われています。上の改正内容を見て「ふ~ん」では済まされないかもしれません。

例えば、相続税の基礎控除では、相続人が3人（配偶者、子供2人）の場合、改正前と改正後では、次のようにになります。

$$\begin{aligned} \text{(改正前)} \quad \text{基礎控除額} &= 5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times 3\text{人} \\ &= 8,000\text{万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(改正後)} \quad \text{基礎控除額} &= 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} \\ &= 4,800\text{万円} \end{aligned}$$

従って、改正前と改正後では、**3,200万円**だけ控除額が減額となるのです。



同じように、2番目の死亡保険金に係る非課税限度についてみると、「生計を一にしているのは、配偶者のみ」とすると、保険金の非課税限度額は、改正前は、1,500万円（500万円×3人）であり、改正後は、500万円（500万円×1人）です。その結果、控除額が**1,000万円**の減額となります。

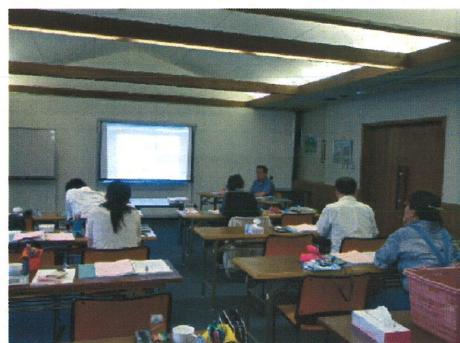
上記の改正は、2011年4月以降の相続からとなります。特に、会社経営をされている経営者の皆様にとって、ご自分が保有なさっている会社株式が保有する全体の財産に占める割合が比較的多いので、その保有する株式の対策も重要な事業承継対策の一つと言えます。

俺にはまだ早いなどと思わず、是非、ご相談ください。

五十嵐



9月9日・10日の2日間、
天元台にて、
毎年恒例の
(有)五十嵐会計事務所
夏期研修を行いました。



今回の研修では、当事務所の
今年度の事業計画の策定を行いました。
チーム毎に活動計画を検討しています。

全員、真剣です。
タイトなカリキュラムですが、
時間が経つのはあっという間でした。



2日目の朝は、
ラジオ体操をして、
気分一新、
ウォーキングからスタートです。

社員一同
これからも
頑張ってまいりますので
よろしくお願ひいたします！





社労士がズバッ！職場のQ&A

【退職前に残りの有給休暇を消化してもいいの？】

Q

30代男性、正社員として勤続10年です。転職することになり、今の会社を12月末で退職します。上司には転職について理解してもらい円満な退職となりそうです。気になっているのは、未消化の有給休暇です。合計30日あります。退職の前に、有給休暇をすべて取得しても構わないのでしょうか？仕事の引継ぎもありますし、会社にわがままを言うようで少々気が引けます。

A

年次有給休暇については、労働者には請求する時季に与えられるべきとする時季指定権があり、一方、使用者にはその請求時季が事業の正常な運営を妨げる場合、他の時季に変更させができるという時季変更権が与えられています。「労働者が長期かつ連続の年次有給休暇を取得しようとする場合においては、（～中略～）使用者にある程度の裁量的判断の余地を認めざるを得ない」という最高裁判例もあり、まとまった休暇の場合は会社との十分な事前の調整が必要となります。

しかし、今回は退職の日が決まっており、時季変更権には制約があります。

おそらくあなたの請求通りの年次有給休暇取得を会社は認めざるを得ないと思われます。とは言え、10年勤いた会社ですから、最後は円満に話し合って決めるをお勧めします。



(有)五十嵐会計事務所 Information

(有)五十嵐会計事務所では、「経営者のお役立ち」活動のひとつとして、経営者や幹部、経理担当者向けに、各種研修を開催しております。

今回は、昨年ご好評をいただいた2つの研修をご紹介させていただきます。



「経営者塾」の目的は、この経営環境の大きな変化の中で
「企業生き残りをかけた社長様の経営にとって必要な経営スキルを強化していただく」
ことにあります。



「後継者経営塾」の目的は、この経営環境の大きな変化の中で
「後継社長様や将来の後継社長の皆様に対して、経営者として必要な経営実務の基礎と、
次世代経営者としてのリーダーシップの強化をしていただく」ことにあります。

その他、決算書やキャッシュフロー決算書の活かし方、資金繰り計画研修や
経理担当者様向けの研修などを企画しております。

皆様からの「こんな研修をして欲しい！」というご要望の声もお待ちしております！
お気軽に問い合わせください！

成功のキーワード : 【マーケティングの4つの教訓】

ドラッカーは

「マーケティングの目的は、販売を不必要にすることだ。
マーケティングの目的は、顧客について十分に理解し、
顧客に合った製品やサービスが自然に売れるようす
ることなのだ」

と述べ（※1）、以下4つのポイントを挙げています。



1. 値引きは危険／安売りに走り利益が出なくなってくると商品の質を維持できなくなり、顧客への良いサービスも困難になります。低価格で一時的に顧客が増えても、いずれ破綻を招きかねません。
2. 市場全体に目を向ける／一度はヒットした商品でもいずれ顧客は減少します。自社の顧客だけでなく市場全体を見渡すことが必要です。しかし、うまくいっている時ほどこのことを忘のがちです。
3. 顧客視点の商品定義／「この商品はどんなものか」という機能面ではなく、「この商品はどんなことに使えるか」「役に立つ市場はどこか」という市場のニーズを考えることでチャンスが広がります。
4. 人口動態の変化こそチャンス／市場が変化する時はチャンスともいえます。人口構成の変化は既に起きていることであり、確実に先を見通すことができる点で低リスクともいえます。

日頃から現場で市場を体感することが重要ですね。

※1: 「マネジメント」 参考: 「現代の経営」「未来企業」、すべてダイヤモンド社

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード : NYダウ平均】

米国株の動きを示す代表的な株価指数。経済新聞の『ウォールストリート・ジャーナル』を発行しているダウ・ジョーンズ社が米国の優良銘柄30社を選び、平均株価をリアルタイムで公表している（日経平均もこの方法で日本経済新聞社が225社を選んでいる）。構成銘柄は時代に合わせて入れ替えが行われ、1896年に農業、鉱工業、輸送などの12銘柄で開始以来、継続して残っている企業はゼネラル・エレクトリック社のみである。

サラリーマン妻
川柳

だよどん見月見らまさせくじ

うどん出す夫に月見したい

(有)五十嵐会計事務所

〒992-0012 山形県米沢市金池3-2-40

電話: 0238-22-2776

FAX: 0238-22-2779

HP: <http://e-iao.co.jp/>

Mail: cpa-iga@jan.ne.jp